

令和2年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（行立）第17号 政務調査費返還等履行請求控訴事件（原審 青森地方
裁判所平成26年（行ウ）第2号）

口頭弁論終結日 令和元年11月5日

判 決

青森市長島1丁目1番1号

控訴人	青森県知事	三村	申吾
同訴訟代理人弁護士	石田	恒久	
同	竹本	真紀	
同指定代理人	相馬	清範	
同	福井	忠幸	

青森県弘前市大字元大工町16番地 あすなろ法律事務所

被控訴人	弘前市民オンブズパーソン
同代表者幹事	葛西聰
同訴訟代理人弁護士	畠山裕太
石上雄介	齋藤耕平
十河弘	渡部介憲
若山優華	原田
井澤徹	

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 被控訴人の請求及び本件控訴

本件は、青森県民により構成された法人でない社団である被控訴人が、地方自治法242条の2第1項4号に基づき提起した住民訴訟である。

被控訴人は、平成24年度に青森県議会議員に対し交付された月額31万円の政務調査費の一部（48名の議員の事務所費、事務費又は人件費への支出の一部合計4714万4539円）が、県条例により定める使途基準に反して違法に支出され、各議員に対する違法支出相当額の政務調査費の返還請求権の行使を控訴人（青森県知事）が違法に怠っていると主張し、控訴人に対し、各自の違法支出額を青森県に支払うよう各議員に請求することを求めた。

原審は、25名の議員に交付された政務調査費の一部（事務所費、事務費又は人件費への支出の一部合計1112万6466円）が違法に支出されたと認め、これらの議員に各自の違法支出額の支払を請求することを求める限度で被控訴人の請求を認めたため、控訴人は、原審が請求を一部認めた部分を不服として控訴した。

2 事実及び争点

概要は、原判決「事実及び理由」第2ないし第6のとおり。

平成24年度に青森県議会議員に対し交付された政務調査費につき適用される法令及び青森県議会作成の当時のマニュアルは、別紙1「政務調査費事務マニュアル（第1次改訂）」（以下「マニュアル」という。）の本文及び資料の記載のとおりである。以下関係法令等は、当時の規定による。

地方自治法100条14項は、県は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務調査費を交付することができ、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないことを定める。

青森県政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）は、地方自治法に基づき、青森県議会の議員に対し、月額31万円の政務調査費を交付し（2条、

3条)、議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い、使用しなければならず
(7条)、知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、
当該議員がその年度において行った政務調査費による支出(7条に規定する使途基
準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余
の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとし(11条)、条例に定める
もののほか、政務調査費の交付等に関し必要な事項は、議長が定めることとした
(13条)。

青森県議会議長は、条例に基づき青森県政務調査費の交付に関する規程(以下
「規程」という。)を定め、規程2条別表において、条例7条の使途基準を事務所
費、事務費、人件費等の項目ごとに内容と経費の種類を定めている。(別紙1マニュ
アル44頁)。

マニュアルは、「Ⅲ 使途の基準」(別紙1マニュアル3~19頁)について説
明し、事務所費、事務費、人件費に関する部分の概要は、原判決「事実及び理由」
第4のとおりである。

各議員に交付された平成24年度の政務調査費の一部が、原判決別表の内容及び
使途で支出されたことは、当事者間に争いがない。

本件の争点は、事務所費、事務費、人件費として支出されたこれらの政務調査費
の使途が、条例7条及び規程2条別表に定める使途基準に従って行った支出でなく、
地方自治法に定める議員の調査研究に資するために必要な経費の支出でないため違
法であると認められるか否かである。

第3 裁判所の判断の骨子

1 要約

当裁判所は、控訴に係る25名の青森県議会議員に交付された平成24年度の政
務調査費の支出のうち被控訴人が違法と主張する支出について、使途基準に従って
行った支出でないと認められるものはなく、議員の調査研究に資するために必要な
経費の支出でないため違法とされるものはないから、青森県が各議員に対し上記支

出に相当する額の政務調査費の返還を求める請求権はないものと判断する。

したがって、各議員に対し上記支出相当の政務調査費を青森県に返還して支払うよう請求することを控訴人（青森県知事）に求める被控訴人の住民訴訟による請求は、理由がない。

よって、原判決中、被控訴人の請求を認容した部分は不当であるから、これを取り消して、その部分の請求を棄却する。

2・政務調査費の支出の使途基準適合性について

政務調査費の支出が使途基準に反し、地方自治法に定める議員の調査研究に資するための経費の支出でないと判断する基準についての当裁判所の判断は、原判決「事実及び理由」第7の2の説示のとおりである。

要約すると次のとおりとなる。

使途基準が事務所費の内容として定める「議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」、事務費の内容として定める「議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費」、人件費の内容として定める「議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」とは、調査研究のための必要性を要件としており、したがって、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は使途基準に適合しない違法な支出となる。

マニュアルに示された事務所費・事務費・人件費の按分方法は、合理性を有するものである。したがって、調査研究活動の拠点となる議員の事務所（会派控室を含む。）又は自宅が調査研究以外の活動（後援会活動又は政党活動）にも使用される場合における事務所費及び事務費（携帯電話料金を含む。）の按分方法、調査研究活動の補助業務以外の業務（後援会活動又は政党活動の業務）を兼務している職員の人件費の按分方法について、実態等による按分を行うことが著しく困難な場合の政務調査費充当の割合としてマニュアルに示された按分率に従って、支出を按分し

て政務調査費を充当したことが、使途基準に適合しない支出になるとはいえない。

被控訴人は、議員活動には、調査研究活動、後援会活動、政党活動のいずれにも属しない一般的な議員活動があり、このような一般的な議員活動も他の活動と均等に考慮した按分率で支出を按分して政務調査費を充当するのが相当であると主張し、事務所費、事務費（携帯電話料金を含む。）、人件費について、会派控室の経費を含め、このような一般的な議員活動の割合も考慮した按分率によらずに、マニュアルに示された按分率で按分して政務調査費を充当するのは使途基準に反することになると主張するが、その主張は採用できない。

第4 各議員の支出についての判断

1 齊藤爾議員（原判決別表1）

原審は、臨時運転手の運転手当合計62万円の支出は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、2分の1にあたる31万円から、議員持ち出し分6万5437円を除いた残額24万4563円の支出を違法とした。

しかし、証拠（乙B1、枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、上記運転手当62万円の支出について、齊藤議員は、別紙2支出証明書の整理番号2～248の「事業名、使途及び内容」欄記載のとおり、平成24年4月4日から平成25年3月25日までの間のうちの62日について、道路状況調査、観光地状況調査、りんご雪害状況調査、岩木山ゴミ状況調査、りんご開花状況調査、農業用水路調査等の目的で各地に自動車で行き、1日1万円の運転手当を臨時の運転手に支払った事実が認められる。齊藤議員は、これらを調査研究活動として行った調査のための運転であると説明しているところ、この説明の信用性を覆す証拠はない。

したがって、上記の運転手当は、調査研究のために必要な経費として支出されたと認められ、使途基準に従って行った支出であると認められる。

なお、マニュアル（別紙1の13頁）には、「参考（具体例による政務調査費の充当の可否）」の項目（調査研究費関係）の「例6」として、「政務調査を行った際、調査した証拠としてどのようなものを残しておくべきか。（特に自家用車での

調査には、領収書等の添付もなく、自己証明しかない。→議会事務局には提出する必要がありませんが、収支報告書を公開した際、政務調査活動について、県民から色々内容等を求められることが十分想定されますので、（中略）支出内容を補完する証拠書類として、調査した際の現場写真とか調査先面会者の氏名、名刺や収集した資料、調査内容を記載した活動記録メモ等を整理保管しておく必要があります。」と説明されている。この点、前記証明書に調査の内容、実施年月日、場所が個別具体的に記載されていることや、運転手当の支払日は1年間のうち62日に限られていることからすれば、証明書の記載内容自体から齊藤議員の説明には一定の信用性が認められ、マニュアルに示されたような支出内容を補完する証拠書類が提出されていないからといって直ちに信用性が否定されるとはいえない。

齊藤議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(1)ア、イ、エの説示のとおり使途基準に従って行った支出と認められる。

2 高橋修一議員（原判決別表2）

高橋議員は、後援会、政党支部及び政治団体の事務所も兼ねている議員事務所の事務所費（ガス代、電気代）及び事務費（インターネットプロバイダ料、事務用品代）について、議員事務所において後援会活動は行っていたが、それ以外の団体の活動ないし経費はなかったとして、調査研究活動と後援会活動とを行っている場合のマニュアルの按分率に従って2分の1（事務所費にあたるガス代と電気代は、親族宅と検針器を兼用しているため更にその半分の4分の1）に按分した支出として、事務所費9万3766円（同表1～3）、事務費14万7478円（同表4～7）に政務調査費を支出した。被控訴人は、上記支出のうち事務所費の5分の1にあたる1万8754円と事務費の3分の1にあたる4万9162円の合計6万7916円の支出が違法であると主張する。

原審は、団体が存在するにもかかわらず、何も活動していないとか、経費はかかっていないという説明は首肯し得るものではないし、経常経費の支出がないのは、団体の活動に係る経費が調査研究活動に係るものと区別されていなかつた結果であ

ると解するのが自然であって、高橋議員の説明の合理性を裏付ける事情は見当たらぬとして、議員事務所において政党支部及び政治団体の事務所の活動がされていないことを前提とした按分率で按分して政務調査費を充当したのは違法であるとし、各支出額の8分の1を超えて充当した事務所費と4分の1を超えて充当した事務費についての政務調査費の支出を違法と判断し、被控訴人主張の合計6万7916円の支出全額を違法とした。

しかし、証拠（甲B2、乙B2）及び弁論の全趣旨によれば、高橋議員は、政党支部「自由民主党青森県青森市第一支部」及び政治団体「青森県政治経済研究会」の主たる事務所を議員事務所に置いているが、上記各団体の平成24年度の収支報告書には経常経費の支出がなく、事務所を利用した活動実態があることを裏付ける収入及び支出もないことが認められ、一方で、高橋議員の議員事務所は、政党支部及び政治団体の事務所とはされているが、平成24年度において事務所や事務用品を使用するような活動実態があったことをうががわせる証拠はない。高橋議員は、議員事務所における後援会以外の政党支部及び政治団体の活動ないし経費はないと説明し、具体的な活動を裏付ける根拠もない以上、事務所の所在地とされているから使用する可能性があるという程度の漠然とした抽象的可能性をいうにすぎない被控訴人の立証によっては、議員の説明の信用性を否定することはできない。

高橋議員が、前記のとおり、後援会、政党支部及び政治団体の事務所も兼ねている議員事務所の事務所費及び事務費について、議員事務所において後援会活動は行っていたが、それ以外の団体の活動ないし経費はなかったとして、調査研究活動と後援会活動とを行っている場合のマニュアルの按分率に従って2分の1に按分した支出に政務調査費を充当したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められず、議員の調査研究のための経費以外に支出した違法があるとは認められない。

被控訴人は、議員事務所が後援会や諸団体との兼用事務所であること、その事務用品は汎用性のあるものであり、事務所に備え置かれれば調査研究活動以外の用途にも容易に使用できることを住民が主張立証すれば、「使途基準に合致した政務調

・査費の支出がなされなかつたことを推認させる一般的・外形的な事実が立証された」というべきであると主張する。

しかし、後援会や政党支部、政治団体といつても、それら団体の活動内容や実情を一様にとらえることは困難である。議員事務所が後援会等の他の団体の事務所の所在地とされているとか、事務費を支出した事務用品に汎用性があるというだけで、具体的な使用実態等を踏まえることなく、議員がその事務所費や事務費を後援会や他の政治団体等のためにも支出したものと概括的に推定し、支出額からその団体等が使用する分も按分減額して政務調査費を支出しなければ、使途基準に従って行った支出でないと推認する一般的・外形的な事実の立証があるものと認めるのは相当でない。

なお、マニュアルは、事務所費について、調査研究活動の拠点となる議員の事務所は、調査研究以外の活動にも使用されることが想定され、使用実態についても自宅に設置している場合や後援会事務所を兼ねている場合があることなどから、政務調査費の充當に当たつての取扱いは、事務所の賃借料及び光熱水費等に係る支出については、調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分するとし、使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができるとしているとして、この場合の按分方法は、マニュアル本文別表「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」によることとするとしている。また、事務費についても、同一の事務所内において、調査研究以外の活動の事務と合わせて行っている場合も多いことから、かかる支出については、事務所費の例により事務内容の実態に合わせ、調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分することとし、なお、これによる按分が困難な場合の按分の方法は、前記別表によることとするとしている。更に、人件費についても、議員の雇用する職員の中には、常時又は臨時の雇用で専ら調査研究活動の補助業務を行つている職員のほか、調査研究活動の補助業務以外の業務を兼

務している職員がいる場合があることなどから、政務調査費の充当に当たっての取扱いは、専ら調査研究活動の補助業務のみに従事している職員の入件費の支出については、全額につき政務調査費を充当でき、調査研究活動の補助業務以外の業務を兼務している職員（後援会活動、政党活動等の業務も兼務している職員）の入件費の支出については、業務内容の実態に合わせ、調査研究の補助業務が全体の業務に占める割合により按分して政務調査費を充当し、業務内容に合わせた按分を行うことが困難な場合には、職員の兼務の内容ごとに均等に按分することができることとし、この場合の按分の方法は、前記別表によることとするとしている。

このようにマニュアルが、議員事務所が調査研究以外の活動にも使用されている場合の事務所費、事務費及び入件費について、実態に合わせて調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分し、実態に合わせた按分が困難な場合に按分率により均等に按分することを示している趣旨は、マニュアルが実態を重視していることも踏まえると、単に外形的に、議員事務所が、後援会や政党支部、政治団体などの事務所ともされている場合には、当然に按分しなければならないとまでしたものではないと解される。個々の支出の内容等も踏まえ、調査研究以外の活動には議員事務所の実質的な使用実態がないという場合に、当該活動を考慮した按分をしないことも、マニュアルの趣旨に反するとはいえないと解される。

3 田中順造議員（原判決別表3）

田中議員は、後援会、政党支部及び政治団体の事務所も兼ねている議員事務所の事務費24万円（パソコンとプリンタ一代）及び入件費456万円（事務所職員2名の給与賞与）合計480万円の支出について、議員事務所において政治団体の活動ないし経費はなかったとして、調査研究活動と後援会及び政党支部の活動を行っている場合のマニュアルの按分率に従って3分の1に按分した16.0万円について政務調査費を支出した。

原審は、前記2と同様、議員事務所において政治団体の活動もされていたことを

考慮した按分率（4分の1）で按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、4分の1にあたる120万円を超える40万円の支出が違法であると判断した。

しかし、証拠（甲B3、乙B3）及び弁論の全趣旨によれば、田中議員は、政治団体「田中順造政経懇話会」の主たる事務所を議員事務所に置いているが、平成24年度収支報告書には経常経費の支出がなく、事務所を利用した活動実態があることを裏付ける収入及び支出もないことが認められる。したがって、田中議員が議員事務所における政治団体の活動ないし経費はないと説明し、具体的な活動を裏付ける証拠もない以上、田中議員が、後援会、政党支部及び政治団体の事務所も兼ねる議員事務所の事務費及び人件費について、議員事務所における政治団体の活動ないし経費はなかったとして、調査研究活動と後援会活動及び政党支部の活動とを行っている場合のマニュアルの按分率に従って3分の1に按分した支出に政務調査費を充当したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められない。

4 森内之保留議員（原判決別表5）

森内議員は、後援会事務所と兼ねる議員事務所のファクシミリ電話料金2万5032円（同表8、9）、別紙3事務用品等一覧の事務用品代2万5540円（同10）は専ら調査研究活動に使用したと説明して全額に政務調査費を充当し、事務員の政務調査補助人件費36万円（月額3万円、同12、13）も、調査研究活動の補助業務の対価として支給したとして全額に政務調査費を充当した。

原審は、議員事務所は後援会事務所と兼ねているから、事務所において後援会業務がなかつたはずではなく、ファクシミリ電話機を後援会活動に使用することは可能であり、事務用品の具体的な使途は不明であり調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられたと認められず、事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日は不明であるとして、森内議員の説明の合理性を裏付ける事情がないから、いずれも2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、各支出の2分の1を超える額の合計20万528.9円の政務調査費の充当は違法と判断した。

しかし、証拠（甲B5、乙B5）及び弁論の全趣旨によれば、森内議員は、ファ

ックス番号は、県庁内部で用いる青森県議会議員連絡先一覧のみに掲載し、一般的には公表せず対外的な連絡先や後援会活動の資料には掲載していないことが認められ、他方で、ファクシミリが実際に後援会活動に使われたことを裏付ける証拠はない。したがって、県庁執行部への照会や執行部からの資料送付先として調査研究活動専用に使用しているという森内議員の説明には一定の信用性が認められ、これを否定する証拠はない。

事務用品代についても、森内議員は、別紙3 事務用品等一覧のとおり、コピー用紙について、コピー機は日常的に政務調査資料の印刷に使用し、ファックス用紙について、調査研究活動の事務の遂行にあたっての執行部との連絡に使用していると説明し、その他の事務用品についても政務調査資料の作成、整理及び保存、政務調査費収支報告書の作成に使用していると個別具体的に説明している。これらの説明には一定の信用性が認められ、前記2のとおり、事務所が後援会事務所を兼ね、事務用品に汎用性があるというだけで、議員がその事務費を後援会のためにも支出したものと概括的に推定することまではできず、その信用性を否定する証拠はない。

したがって、議員事務所が後援会事務所を兼ねていても、ファクシミリや事務用品が後援会活動に使用されたことを認めるに足る証拠はないから、調査研究活動と後援会活動とで2分の1に按分せずにファクシミリ電話料金や事務用品代の全額に政務調査費を充当したからといって、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとはいえない。

人件費についても、専ら調査研究活動の補助業務の対価であるから月額3万円という比較的少額となっているとみることもでき、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないという説明に一定の信用性が認められる。その信用性を否定する証拠はなく、当該職員を後援会活動の業務に従事させた対価が含まれているという証拠はない。したがって、人件費は、事務員が後援会の業務に従事した対価として支払われたことを認めるに足る証拠はないから、調査研究活動と後援会活動とで2分の1に按分せずに全額に政務調査費を充当したからといって、使途基準に従って行

った支出でないとは認められない。

森内議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(5)イ、ウの説示のとおり使途基準に従って行った支出と認められる。

5 菊池憲太郎議員（原判決別表6）

菊池議員は、後援会、政党支部及び政治団体の事務所も兼ねる議員事務所の電話代及びファクシミリ使用料（同表6～9）について、後援会活動にも使用しているが、政党支部及び政治団体の活動には使用していないとして、2分の1に按分した5万46.18円の支出に政務調査費を充当し、別紙4事務用品等一覧のコピー料、コピー用紙、パソコン等の事務用品代合計46万5629円（同10～13）については、専ら調査研究活動に用いているとして全額に政務調査費を支出し、事務員の入件費合計13万円（4月分給与10万円と6月分政務調査整理アルバイト3万円、同14、16）についても専ら政務調査補助業務の対価として支払ったものであるとして全額に政務調査費を支出した。

原審は、電話及びファクシミリは後援会活動のほか政治団体の活動にも使用されていたとして、電話代とファクシミリ使用料は3分の1に按分した額を超えて政務調査費を充当した部分は違法となり、事務用品の具体的使途は不明であるとして、ユピ一代及びコピー用紙（同10～12）は3分の1、パソコン（同13）は4分の1に按分した額を超えて政務調査費を充当した部分は違法となり、事務員の入件費は、議員事務所において後援会の業務等がなかつたはずがないとして、4分の1に按分した額を超えて政務調査費を充当した額は違法となるとして、合計43万3211円の支出を違法と判断した。

しかし、証拠（甲B6、乙B6）及び弁論の全趣旨によれば、菊池議員は、電話及びファックスは、政党活動用には別回線で対応し、この部分の経費には政務調査費を支出しておらず、政務調査費を支出した電話代及びファクシミリ使用料は、調査研究活動と後援会活動のみに使用されていた電話等に係るものに限られていたことが認められる。したがって、この電話等の使用料について、後援会活動に使用し

た分と按分した2分の1に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないということはできない。

事務用品代についても、菊池議員は、別紙4事務用品等一覧のとおり、コピー用紙について、コピー機は日常的に政務調査資料の印刷に使用し、パソコンは、政務調査資料等の作成や調査研究活動としてのインターネットによる情報収集に使用しているなどと個別具体的に説明している。これらの説明には一定の信用性が認められ、前記2と同様に、事務用品に汎用性があるというだけで、議員がその事務費を後援会等の他の団体のためにも支出したものと概括的に推定することまではできず、専ら調査研究のために使用しているという菊池議員の説明の信用性を否定する証拠はない。この事務用品代の全額に政務調査費を充当したことが使途基準に従って行った支出でないとはいえない。

人件費も、4月分給与10万円を支払った雇用契約書（乙B6の8）によれば、雇用契約により委託する事務（2条）について、「(1)官公省庁に提出する書類の作成及び代理行為、(2)議会活動に係る事務及び企画書作成提案事務、(3)その他甲乙協議の上決定された事務」と定められており、専ら調査研究補助業務をさせていたという菊池議員の説明と概ね一致しており、(3)のその他の事務もあるからといって、その説明の信用性が否定され、後援会業務その他の業務もさせていたと推認できるものでもない。また、6月分政務調査整理アルバイト3万円は、アルバイトに対する比較的少額の支払であり、調査研究補助業務以外の対価が含まれていると疑う十分な理由はない。以上の人件費は、いざれも調査研究に必要な経費としての支出であると認めるのが相当である。

菊池議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(6)の説示のとおり違法ということはできない。

6 越前陽悦議員（原判決別表8）

越前議員は、議員事務所を自宅内に設置し、後援会の所在地も自宅に置いているが、自宅の電気代、電話代（同表1～3、5）について、後援会活動としての利用

はないとして、マニュアルに従い、私的使用分と調査研究活動分を2分の1で按分した15万0244円に政務調査費を支出し、人件費として臨時職員1名に対する政務調査補助代として月額5万円合計60万円（同7、8）の支出全額に政務調査費を充当した。

原審は、上記支出につき、後援会の性質上事務所において何も活動していないとは考えられないから、後援会が活動していたことを考慮した按分率に従って政務調査費を充当すべきであるとして、電気代等の事務所費・事務費は4分の1、人件費は2分の1に按分した額を超えて政務調査費を充当した部分の合計37万5123円の支出は違法であると判断した。

しかし、後援会の規模や活動によっては、自宅としての私的利用と区別しがたいわずかな程度にとどまる場合がないともいえないことも考えると、越前議員の説明が一概に不合理であるとはいはず、電気代及び電話代の2分の1に充当した政務調査費が、使途基準に従って行った支出でないと認めるには困難がある。

また、越前議員は、前記人件費について、政務調査補助業務の対価として支払ったもので、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないと説明し、月額5万円という比較的少額の給与の支払にとどまることも考えると、調査研究補助業務以外の対価が含まれていると疑う十分な理由もないから、上記人件費は、調査研究に必要な経費の支出であると認めるのが相当である。

越前議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(8)ウ、オの説示のとおり違法ということはできない。

7 小檜山吉紀議員（原判決別表9）

原審は、小檜山議員が、後援会会計責任者も兼ねる事務職員1名に支払った政務調査補助事務の人件費2万円（月額5000円の給与の4か月分、同表3、4）について、上記職員が後援会活動にも従事していることを考慮して2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、これを超えて充当した1万円の支出を違法であると判断した。しかし、上記職員が支払を受けた給与は月額5000円

と極めて少額であることからすると、その給与は調査研究補助業務の対価であり、後援会会計責任者としての業務に関しては業務が少なかったため無給で行っていたという小檜山議員の説明は、一定の信用性を有するものといえ、これを否定する証拠はない。上記人件費2万円は、全額が調査研究に必要な経費と認めることができ、政務調査費の支出が違法とはいえない。

小檜山議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(9)ア、ウの説示のとおり違法ということはできない。

8. 工藤慎康議員（原判決別表10）

工藤議員は、後援会事務所を兼ねる議員事務所の電話代6万1,018円（同表1、2）について、すべて調査研究活動に使用し、補助職員人件費合計400万0115円（同3～9）も、すべて調査研究活動の補助業務の対価として支給したとして、その全額から議員持ち出し額164万3164円を控除して政務調査費を支出した。

原審は、電話代について、後援会活動の存在を考慮した按分率2分の1を超えて政務調査費を充当した部分合計3万0509円は違法であり、人件費については、職員は、後援会業務と政党支部の業務にも従事していたから、3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超える合計266万6754円の政務調査費の充当は違法であるとして、その合計額269万7263円から議員持ち出し分164万3164円を除いた105万4099円の支出を違法と判断した。

しかし、工藤議員は、前記電話代について、調査研究活動と政党活動とでは別回線を使用し、後援会活動でも議員事務所の電話は使用していないと説明しており、後援会活動のために議員事務所の電話を使用したはずであるといえるほどの事情も見当たらない。したがって、この電話代の全額について政務調査費を支出したことが、使途基準に従つて行った支出でないということはできない。

また、人件費は、別紙5の領収書（乙B10の4）のとおり、3名の補助職員に対する人件費であつて、そのうち1人月額10万円に満たない給与の支払も多数あるところ、これらの少額の給与については、すべて調査研究活動の補助業務の対価

として支給したという工藤議員の説明に一定の信用性が認められる。また、1人月額10万円を超える支給額を合計すると32・8万6056円になるが、他方で、工藤議員は、議員持ち出し額164万3164円を政務調査費の支出額から控除しているから、実質的には10万円を超える給与支給額の2分の1に満たない額について政務調査費を支出していることになる。このようにみると、議員持ち出し額を超える部分の給与支給額について、その範囲で調査研究活動の補助業務の対価としての支払と評価する限度においては工藤議員の説明に信用性が認められ、これを否定するほどの証拠はない。人件費の支出についても、議員持ち出し額を超える部分に限ってみれば、調査研究に必要な経費でないと認めるることはできない。

9 相川正光議員（原判決別表11）

原審は、相川議員の議員事務所は、自宅及び後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要し、携帯電話料金以外の事務所費及び事務費合計52万0135円（同表1～11、13～18）については4分の1、事務員の入件費60万円（月額5万円の賃金12か月分、同20、21）については2分の1で按分した額を超える政務調査費の充当は違法であるとして、合計56万0071円の支出を違法と判断した。

しかし、相川議員は、事務所費及び事務費について、自宅でもあることを踏まえ、2分の1に政務調査費を充当し、後援会活動としての利用はないと説明しており、前記2と同様に相川議員の説明が一概に不合理であるとはいはず、事務所費及び事務費の2分の1に充当した政務調査費が、使途基準に従って行った支出でないと認めるには困難がある。

また、相川議員は、前記入件費について、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないというのであり、業務委託契約書（乙B11の5）を見ても、業務内容に調査研究補助業務以外の業務が含まれているとは認められない。月額5万円という比較的少額の給与であることから、調査研究補助業務以外の対価が含まれていると疑う十分な理由もなく、上記入件費は、調査研究に必要な経費の支出であると認

めるのが相當である。

相川議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(1)ウの説示のとおり違法ということはできない。

10 山谷清文議員（原判決別表12）

原審は、山谷議員の議員事務所におけるインターネット利用料12万0240円（同表10、11）について、議員事務所では後援会の業務もあり、かかる業務にインターネットが不要であるとは考えられず、その利用の可能性は十分考えられるとして、2分の1で按分した額を超えて政務調査費を充当した6万0120円の支出は違法であると判断した。しかし、山谷議員は、政務調査費に経費を計上したインターネット代は後援会活動で使用していないと説明し、実際に後援会活動にインターネットを使用していることを裏付ける証拠はないから、これを後援会活動で使用したものとは認められない。したがって、インターネット利用料の全額に政務調査費を充当したことが使途基準に従って行った支出でないとはいえない。

山谷議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(1)イ、ウの説示のとおり違法ということはできない。

11 奈良岡央議員について（原判決別表17）

奈良岡議員は、事務員の給与240万円（月額20万円、同表4、5）について、調査研究活動の補助業務について支払ったと説明し、全額について政務調査費を充当したが、原審は、議員事務所は後援会事務所と兼用であるから、事務員が自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となった後援会業務に係る事務に従事することになる可能性は十分考えられるとして、2分の1で按分した額を超えて政務調査費を充当した120万円について違法であると判断した。しかし、雇用契約書（乙B17の3）を見ても、業務は「議員が行う政務調査活動についての補助業務に限る」とされ、業務に他の業務が含まれているとは認められない。専ら調査研究活動を補助する職員に対する給与として月額20万円という金額は比較的高額ではあるが、そうであるからといって、雇用契約書の明文の内容どこれに基づく奈良岡議員の説

明の信用性が直ちに否定されるものではなく、後援会援会活動の業務にも事務員を従事させたとは認められない。したがって、事務員の給与の全額に政務調査費を充当したことが使途基準に従つて行った支出でないとはいえない。

奈良岡議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(イ)の説示のとおり違法ということはできない。

1.2 丸井裕議員について（原判決別表18）

丸井議員は、補助職員人件費45万5000円（1人月額5000円ないし1万5000円の給与の職員2名ないし3名分の合計額、同表6～9、乙B18の2）について、調査研究活動の補助業務の対価であるとして全額に政務調査費を支出したが、原審は、議員事務所は後援会事務所と兼用であるから、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えて充当した22万7500円の支出を違法と判断した。しかし、丸井議員は、前記人件費について、政務調査補助業務の対価として支払ったもので、調査研究活動以外の業務の対価は含まれておらず、後援会業務を行った者は無償で後援会業務を行つたと説明しており、3名で最大月額合計4万5000円という比較的少額であることから、調査研究補助業務以外の対価が含まれていると疑う十分な理由もない。上記人件費は、政務調査に必要な経費の支出であると認めるのが相当である。

丸井議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(イ)、ウの説示のとおり違法ということはできない。

1.3 清水悦郎議員（原判決別表21）

清水議員は、議員事務所の固定電話料金7万6979円（同表10）について、議員事務所では専ら調査研究活動が行われていたと説明して全額に政務調査費を支出し、事務職員の給与20.4万円（1人月額7万円、1人月額10万円の12か月分）については、1人分は後援会活動と2分の1に按分し、もう1人分は政党活動と2分の1に按分して、合計10.2万円について政務調査費を充当した（同15～18）。

原審は、後援会と政党支部が議員事務所と同じ建物の別の階にあることを考慮しても、固定電話の電話番号は、後援会及び政党支部のものと同じであり、固定電話機は、後援会及び政党支部にも使用されていたと考えられるとして、3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、これを超えて充当した5万1320円の支出は違法であるとし、人件費についても、事務員らが明確な役割分担をして後援会活動及び政党活動の各補助事務を担当していたとまでは認められないとして、3分の1に按分した額を超える34万0008円の支出は違法であると判断した。

しかし、後援会と政党支部の電話番号を対外的に同じ番号で表示していたとしても、清水議員は、携帯電話は政党活動、後援会活動にも使用しているとして携帯電話料金は3分の1に按分した上で政務調査費を充当しているから（同7）、後援会と政党支部の活動のために別の階にある議員事務所の固定電話を使用していたとは考えにくい。議員事務所の固定電話は、後援会と政党支部の活動には使用していないという清水議員の説明の信用性を否定する事情は認められない。

人件費についても、清水議員は、1名は後援会活動の業務を、もう1名は政党活動の業務を兼務していたと説明しており、2名がともに政党活動と後援会活動の業務を兼務していたことをうかがわせる事情はない。事務員が互いの業務を補助し合う関係が全くないといえないとしても、基本的な業務分担に基づいて按分をすることが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとまでは認められない。

その他の支出についても、原判決「事実及び理由」第7の3(21)イ～カの説示のとおり、清水議員の政務調査費の支出について違法があるということはできない。

14 沼尾啓一議員（原判決別表23）

沼尾議員は、事務員のうち1名は、調査研究活動の補助業務のみ従事していたと説明し、その事務員の給与60万円（月額5万円、同表18、19）の全額に政務調査費を支出したが、原審は、議員事務所が後援会事務所と兼用であるから、2分の1に按分して政務調査費を充当すべきであるとして、これを超える30万円の支出を違法と判断した。しかし、沼尾議員は、2名の事務職員のうち1名は専ら調査

研究の補助業務に従事していたと説明しており、雇用契約書（乙B-3の3）を見ても、その事務職員の業務内容に調査研究補助業務以外の業務が含まれているとは認められない。給与も月額5万円と比較的少額であることや、他に後援会活動に従事する事務員が1名いたことも考えると、沼尾議員の上記説明の信用性を否定する事情は見当たらない。前記事務員1名の給与60万円の全額に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないとはいえない。

沼尾議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(23)イ、ウの説示のとおり違法ということはできない。

15 櫛引ユキ子議員（原判決別表26）

櫛引議員は、議員事務所において後援会活動がなかったと説明し、事務用品費の全額に政務調査費を支出し（ただし自宅でも使用するファクシミリのインクリボンについては2分の1、同表1～12）、政務調査補助職員の賃金120万円（月額10万円、同13、14）についても、調査研究活動の補助業務の対価として支給したとして全額に政務調査費を支出した。原審は、議員事務所において後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要するとし、すべての支出につき2分の1（自宅でも使用するものについては4分の1）を超えて政務調査費を充当した部分は違法であるとし、事務用品費について請求額の限度で2万2201円、人件費について60万円の支出を違法と判断した。

しかし、櫛引議員の議員事務所は、自宅であり、かつ後援会の事務所でもあるが、後援会の平成24年度の収支報告書の収入及び支出はいずれも0円であり、政務調査費に購入経費を計上した事務用品は、その内容を見てもそれを私用及び後援会で使用することが確実であるとはいはず、それらを使用するような活動実態があったことをうかがわせる証拠もない。櫛引議員は、政務調査費に購入経費を計上した事務用品は専ら調査研究活動における事務に使用したというのであり、ファクシミリ電話機のリボン代は自宅でも使用するとして自ら2分の1に按分していることに照らしても、その説明の信用性を否定できない。

また、櫛引議員は、前記人件費について、政務調査補助業務の対価として支払ったもので、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないというのであり、雇用契約書（乙B26の5）を見ても、業務に調査研究補助業務以外の業務が含まれるとは認められない。月額10万円という金額にとどまることからしても、議員の説明には一応合理性が認められる。

したがって、櫛引議員の上記支出は、いずれも使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

16 吉田絹江議員（原判決別表28）

吉田議員は、後援会事務所と兼用する議員事務所において使用する事務用品代（同表43～77）について、議員事務所において後援会の活動ないし経費はなかったと説明し、全額に政務調査費を支出し、事務員の人件費106万1550円についても、調査研究活動の補助業務のみに従事していたと説明して、全額に政務調査費を支出した。原審は、議員事務所において後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要するとし、2分の1を超えて政務調査費を充当した部分、事務用品代のうち3万0986円と人件費のうち53万0775円の合計56万1761円の支出を違法と判断した。

しかし、吉田議員の議員事務所は、後援会の事務所でもあるが、後援会の収支報告書には経常経費の支出がなく、事務所を利用した活動実態があることを裏付ける収入及び支出はないことが認められる。吉田議員は、事務費としてプリンタケーブル代、文房具等事務用品代、USBメモリ一代、茶菓代に全額政務調査費を充当したが、吉田議員は、これらの事務用品は専ら調査研究活動における事務に使用したと説明している。後援会の活動実態も認められないとからすると、議員の説明の信用性を否定することはできず、上記事務用品を調査研究活動以外で使用したと認めるることはできない。

また、吉田議員は、事務職員の給与は、調査研究活動補助業務の対価として支払ったもので、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないというのであり、雇

用契約書（乙B28の5）を見ても、職務に調査研究補助業務以外の業務が含まれているとは認められない。支給額も高額ではないから、吉田議員の説明の合理性を否定することはできず、職員を後援会活動の業務にも従事させたとは認められない。

その他の支出についての判断は、原判決「事実及び理由」第7の3(28)エの説示のとおりであり、吉田議員の政務調査費の支出について違法があるということはできない。

17 伊吹信一議員（原判決別表30）

伊吹議員は、自宅に設置されている議員事務所を後援会事務所と兼用しているが、後援会活動に係る事務は後援会の会計責任者の自宅で行われ、議員事務所において後援会活動は行われていないと説明し、事務所費（電気代、電話代）は、自宅使用分と2分の1に按分して政務調査費を支出し、事務費（コピー機リース料、ジールパック代、USBメモリ一代）について全額に政務調査費を支出した。原審は、後援会活動を考慮して、事務所費及び事務費について4分の1に按分することを要するとし、これを超える合計10万3538円の政務調査費の支出を違法と判断した。

しかし、伊吹議員の議員事務所は、後援会の事務所でもあるが、伊吹議員及び会計責任者は、後援会活動は後援会会計責任者の自宅で行い、議員事務所では行っていないと陳述していることからすると、会計責任者の自宅で行うことができる後援会活動を議員事務所でも行っていたとまでは認められない。したがって、伊吹議員が上記のとおり事務所費の2分の1と事務費の全額に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

伊吹議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(30)エ、オの説示のとおり違法ということはできない。

18 中村寿文議員（原判決別表32）

中村議員は、後援会事務所と兼用している議員事務所の事務職員3名の給与合計240万円（月額6万円が1名、月額7万円が2名）について、調査研究活動の補助業務の対価として支給したとして全額について政務調査費を支出したが、原審は、

議員事務所において後援会業務がなかったはずはないから、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、これを超える120万円の支出を違法と判断した。しかし、この給与は、1人月額6万円ないし7万円であり高額とはいえないことも考えると、後援会活動の補助業務の対価としての支払は含まないという中村議員の説明の信用性を否定はできない。2分の1に按分しないで全額を支出したことが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

中村議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(32)イの説示のとおり違法ということはできない。

19 松尾和彦議員（原判決別表35）

松尾議員は、後援会事務所と兼用している議員事務所の事務職員2名の給与合計120万円（1人月額5万円）について、調査研究活動の補助業務の対価として支給したとして全額について政務調査費を支出したが、原審は、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないとして、2分の1を超える60万円の支出を違法と判断した。しかし、松尾議員は、業務内容を「政務調査業務・後援会業務」とする月額10万円の雇用契約を職員2名と締結しており（乙B35の3）、政務調査補助業務の対価を月額各5万円として政務調査費を充当した取扱いには合理性があると認められ、使途基準に反するとはいえない。

松尾議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(35)イ、ウの説示のとおり違法ということはできない。

20 山田知議員（原判決別表36）

山田議員は、後援会事務所と兼用する議員事務所の事務費であるコピー用紙代と事務用品代（同表15、16）の全額に政務調査費を充当し、茶菓代（同1.8）のうちコーヒ一代は後援会活動に係る来客にも提供することがあるため、2分の1に政務調査費を充当し、それ以外の飲料（合計8256円）は政務調査に係る来客に提供したものであるとして全額に政務調査費を充当し、政務調査補助業務職員に対する月額4万円、合計48万円（同25、26）についても政務調査補助業務の対

価として支払ったもので、調査研究活動以外の業務の対価は含まれていないとして、その全額に政務調査費を充当した。原審は、事務用品及び人件費の支出は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、これを超える24万9千107円の政務調査費の支出を違法と判断した。

しかし、山田議員は、インクジェットプリンタ代などは後援会活動でも使用するとして2分の1に按分していることに照らしても、議員の説明の信用性を否定し、前記事務用品等を後援会活動にも使用したとは認められない。

また、事務職員への給与は月額4万円と比較的少額であり、山田議員の説明の合理性を疑うべき事情はない。

山田議員が、これらの支出の全額に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

山田議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(36)イ、ウの説示のとおり違法ということはできない。

21 高樋憲議員（原判決別表3.7）

高樋議員は、後援会事務所を兼ねる議員事務所における別紙6事務用品等一覧のとおりのコピー機リース料等の事務用品代の全額について、専ら調査研究活動に使用するとして全額に政務調査費を支出し、後援会の事務担当者であった事務職員1名の給与9.6万円（月額8万円）も、調査研究活動の補助業務の対価として支給し、後援会の業務は無給で行っていたとして、全額に政務調査費を支出した。

原審は、いずれも2分の1に按分して政務調査費を充当すべきであるとして、これを超える52万1843円の支出を違法と判断した。

しかし、高樋議員は、別紙6事務用品等一覧のとおり、事務用品の品名ごとに政務調査資料の印刷等の調査研究活動に使用していたことを個別具体的に説明しており、その説明には一定の信用性が認められ、事務用品に汎用性があるというだけで、議員がその事務費を後援会のためにも支出したものと概括的に推定することまではできず、その信用性を否定する証拠はない。事務職員の給与は月額8万円であって

高額とはいはず、後援会の事務担当者であったとしても、給与は調査研究活動の補助業務の対価であり、後援会の業務は無給で行っていたという高橋議員の説明が、社会通念上不合理なものとはいはず、信用性を否定はできない。

これらの支出について2分の1に按分しないで全額を支出したことが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

22 阿部広悦議員（原判決別表39）

阿部議員は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用する議員事務所の別紙7事務用品等一覧のとおりのパソコン等の事務用品代について、政党活動には使用していないとし、後援会活動にも使用することを考慮して2分の1に按分して8万3570円の政務調査費を支出したが、原審は、3分の1に按分した上で政務調査費を支出すべきであるとして、これを超える2万7857円の支出を違法と判断した。

しかし、パソコンという事務用品の特性や上記事務用品等一覧において阿部議員が個別具体的に使途の説明をしていることからすると、事務用品に汎用性があるというだけで、政党支部の活動に使用していないとの議員の説明の信用性を一概に否定することはできない。後援会活動に使用することを考慮し2分の1に按分して政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められない。

阿部議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(39)イ、エの説示のとおり違法ということはできない。

23 岡元行人議員（原判決別表41）

岡元議員は、後援会と政党支部の事務所と兼用である議員事務所における別紙8事務用品等一覧のとおりのプリンター、ハードディスク等の事務用品代（同表8～10）について、調査研究活動にしか使用していないとして全額に政務調査費を支出し、事務職員のうち1名の給与60万円（月額5万円、同13、14）についても、調査研究活動の補助業務の対価であるとして全額に政務調査費を支出したが、原審は、いずれも3分の1に按分した上で政務調査費を支出しなければならないとして、これを超える合計43万4195円の支出を違法と判断した。

しかし、プリンターやハードディスクなどの事務用品の特性や上記事務用品等一覧において岡元議員が個別具体的に使途の説明をしていることからすると、事務用品に汎用性があるというだけでは、調査研究活動以外に使用していないという議員の説明の信用性を一概に否定することはできない。

事務職員の給与も、岡元議員は、事務職員2名に対する給与について、うち1名（月額24万円、年額288万円）は、調査研究の補助業務以外に後援会活動や政党活動に従事する場合もあるとして、3分の1に按分して96万円（原判決別表4-1の11、12）に政務調査費を充当し、もう1名（月額5万円、年額60万円）は、専ら調査研究の補助業務に従事しているとして、全額である60万円（同13、14）に政務調査費を充当しており、雇用契約書（乙B4-1の3）を見ても、その事務職員の業務内容に調査研究補助業務以外の業務が含まれているとは認められない。したがって、これらの支出の全額に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められない。

岡元議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(39)イ、エの説示のとおり違法ということはできない。

2.4 西谷済議員（原判決別表4-2）

西谷議員は、後援会事務所と兼用である議員事務所における別紙9事務用品等一覧4～6のプリンターアイント、はがき、ファックスリボンの事務用品代（同表4～6）について、調査研究活動にしか使用していないとして全額に政務調査費を支出し、後援会の事務担当者でもあった事務職員の賃金60万円（月額5万円、同7、8）についても、調査研究活動の補助業務の対価であるとして全額に政務調査費を支出したが、原審は、いずれも2分の1に按分した上で政務調査費を支出しなければならないとして、これを超える合計30万7380円の支出を違法と判断した。

しかし、プリンターアイントなどの事務用品の特性や上記事務用品等一覧において西谷議員が個別具体的に使途の説明をしていることからすると、事務用品に汎用性があるというだけで、調査研究活動以外に使用していないという議員の説明の信用

性を一概に否定することはできない。

また、西谷議員は、前記人件費について、事務職員は専ら調査研究の補助業務に従事したというのであり、雇用契約書（乙B42の3）を見ても、その事務職員の業務内容に調査研究補助業務以外の業務が含まれているとは認められない。後援会業務があっても業務量は少なく、職員が無償で行ったというのであり、賃金も月額5万円と比較的少額であることから、後援会の事務担当者であったとしても、賃金は調査研究活動の補助業務の対価であり、後援会の業務は無給で行っていたという西谷議員の説明は、社会通念上不合理なものとはいえず、信用性を否定はできない。

これらの支出について2分の1に按分しないで全額を支出したことが、使途基準に従って行った政務調査費の支出でないとは認められない。

西谷議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(42)イ、ウの説示のとおり違法ということはできない。

25 長尾忠行議員（原判決別表43）

長尾議員は、自宅に議員事務所を置き、後援会及び政党支部の事務所も兼用しているが、事務所で使用するパソコンプリンタ及びコピー用紙の事務用品代（同表3、4）について、私用にも使用することを考慮して2分の1に按分して政務調査費を出し、事務職員1名の事務整理手当48万円（月額4万円）と運転手の調査運転手当96万円（1日1万円の96日分）について、調査研究活動の補助業務の対価であるとして全額に政務調査費を支出した。原審は、議員事務所において後援会活動及び政党活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要するとし、事務用品代については6分の1、事務職員及び運転手の入件費については3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであるとして、これを超える97万2856円の支出について違法であると判断した。

しかし、後援会や政党支部の活動のために上記事務用品を使用したことを裏付ける具体的な証拠はなく、後援会や政党支部の活動のためには使用していないという長尾議員の説明の信用性を否定はできない。この事務用品代について、後援会や政

党支部の活動のための按分はしないで、私的使用を考慮して2分の1に按分して政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められない。

事務職員の月額4万円の事務整理手当についても、契約書（乙B43の7）には、政務調査の調査資料の準備・整理（資料・新聞コピー等）、政務調査費の帳簿整理等事務整理、政務調査費報告事務を行う事務整理手当として、月額4万円を支払うことと定めており、調査研究活動の補助業務のみの対価として支払われたことが認められる。運転手の調査運転手当も、証拠（乙B43の6～8）及び弁論の全趣旨によれば、上記運転手当96万円の支出について、長尾議員は、エネルギー政策、スポーツ振興、りんご雪害、TPP等に関する意見交換などの目的で青森市等に赴いた際の運転手の手当として、運転距離が90kmを超えた場合に1日につき1万円を支払った事実が認められる。これらの用務が調査研究活動であるという長尾議員の説明は、この認定事実に照らして信用することができる。

したがって、上記人件費については、いずれも調査研究活動の補助業務のみの対価として支払われたと認められるから、その全額に政務調査費を支出したことが、使途基準に従って行った支出でないとは認められない。

長尾議員のその他の支出も、原判決「事実及び理由」第7の3(43)ウの説示のとおり違法ということはできない。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小林久起

裁判官 杉浦正典

裁判官 松川まゆみ